

第6章 契約

第1節 一般競争入札

（入札の参加の制限）

第97条 契約権者は、施行令第167条の4第2項各号のいずれかに該当すると認められる者をその事実があった後2年間一般競争入札に参加させることができない。その者を代表人、支配人、その他の使用人又は入札代理人として使用する者についても、また同様とする。

（一般競争入札の参加者の資格）

第97条の2 施行令第167条の5第1項に規定する一般競争入札に参加する者に必要な資格は、毎年度町長が定めるものとする。

2 町長は、毎年度定期又は臨時に一般競争入札に参加しようとする者の申請を受けて、その者が前項の規定により定められた資格を有するかどうかを審査し、その結果に基づいて競争入札参加資格者名簿を作成するものとする。

3 町長は、前項の規定による審査の結果を当該申請者に通知するものとする。

4 町長は、施行令第167条の5第2項の規定による公示の際、第2項に規定する申請の時期、方法等をあわせて公示するものとする。

（入札の公告）

第98条 契約権者は、一般競争入札に付そうとするときは、その入札期日の前日から起算して少なくとも10日前に掲示その他の方法により公告しなければならない。ただし、急を要する場合においては、その期間を5日までに短縮することができる。

2 前項の規定による公告は、施行令第167条の6第1項及び第2項に規定するもののほか、次に掲げる事項について行うものとする。

（1）入札に付する事項

（2）契約条項を示す場所及び時期

（3）入札保証金に関する事項

（4）入札参加資格に関する事項

（5）契約が議会の議決を要するものであるときは、その議決を受けたときに本契約が成立する旨

（6）契約保証金及び契約書作成に関する事項

- (7) 入札の無効に関する事項
- (8) 入札執行の場所及び日時
- (9) 総合評価一般競争入札(施行令第167条の10の2第3項に規定する総合評価一般競争入札をいう。)を行おうとする場合にあっては、その旨及び落札者決定基準(同項に規定する落札者決定基準をいう。以下同じ。)
- (10) 前各号のほか、入札について必要と認められる事項

3 建設工事に係る一般競争入札の公告期間は、第1項の規定にかかわらず、建設業法施行令(昭和31年政令第273号)第6条に規定する見積期間によらなければならない。

(入札保証金の額)

第99条 施行令第167条の7第1項の規定による入札保証金の額は、見積金額の100分の5以上の額に相当する額とする。ただし、インターネットを利用して公有財産及び物品の売払いを行う事務の手續(以下「公有財産売却システム」という。)に係る入札の場合は、入札保証金を予定価格の100分の10以上の額とする。

2 契約権者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、入札保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 入札に参加しようとする者が保険会社との間に町を被保険者とする入札保証保険契約を締結しているとき。
- (2) 一般競争入札に付する場合において、施行令第167条の5第1項に規定する資格を有する者で、かつ、契約を締結しないこととなるおそれがないと認められるとき。
- (3) その他入札の性質上入札保証金を納付させる必要がないと認められるとき。

3 契約権者は、前項第1号の場合に該当するものとして入札保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該入札保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に代わる担保)

第100条 施行令第167条の7第2項の規定により入札保証金の納付に代えて提供することのできる担保は国債及び地方債のほか次に掲げるものとする。

- (1) 政府の保証のある債券
- (2) 銀行、農林中央金庫、商工組合中央金庫又は全国を地区とする信用金庫連合会の発行する債券
- (3) 契約権者が確実に認める社債
- (4) 銀行等(銀行又は契約権者が確実に認める出資の受入れ、預り金及び金利等の取締りに関

する法律（昭和29年法律第195号）第3条に規定する金融機関をいう。以下同じ。）が振り出し、又は支払保証をした小切手

- (5) 銀行等が引受け又は保証若しくは裏書をした手形
- (6) 銀行等に対する定期預金債権
- (7) 銀行等の保証
- (8) 公有財産売却システムを管理する事業者の保証

2 契約権者は、第1項第6号の定期預金債権を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該債権に質権を設定させ、当該債権に係る証書及び当該債権に係る債務者である銀行等の承諾を証する確定日付のある書面を提出させなければならない。

3 第1項各号に掲げるもののうち、記名式に係る証券又は債権については、売却承諾書及び白紙委任状を添えて提出させなければならない。

4 契約権者は、第1項第7号の銀行等の保証を入札保証金に代わる担保として提供させるときは、当該保証を証する書面を提出させ、その提出を受けたときは、遅滞なく当該保証をした銀行等との間に保証契約を締結しなければならない。

(担保の価値)

第101条 前条第1項に掲げる担保の価値は、次の各号に掲げる担保について当該各号に掲げるところによる。

- (1) 国債及び地方債 額面金額
- (2) 前条第1項第1号から第3号までに掲げるもの 額面金額又は登録金額（発行価額が額面金額又は登録金額と異なるときは発行価額）の8割に相当する金額
- (3) 前条第1項第4号に掲げるもの 小切手金額
- (4) 前条第1項第5号に掲げるもの 手形金額（その手形の満期の日が当該手形を提供した日の1月後であるときは、提供した日の翌日から満期の日までの期間に応じ当該手形金額を一般の金融市場における手形の割引率によって割り引いた金額）
- (5) 前条第1項第6号に掲げるもの 当該債権証書に記載された債権金額
- (6) 前条第1項第7号及び第8号に掲げるもの その保証する金額

(予定価格)

第102条 契約権者は、一般競争入札に付する事項について、当該事項に関する仕様書、設計書等により予定価格を定め、予定価格書を作成して封書にし、開札の際これを開札場所に置かなければならない。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札にあつては、入札執行前にその予

定価格を公表することができる。

- 2 予定価格は、一般競争入札に付する事項の価格の総額について定めなければならない。ただし、単価契約（一定の期間継続し、かつ、同一単価で製造、修理、加工、売買、供給、使用等の行われる契約をいう。以下同じ。）の場合においては、単価についてその予定価格を定めることができる。
- 3 前項の規定により予定価格を定める場合においては、当該物又は役務の取引の実例価格、需給の状況、履行の難易、数量の多少、履行期間の長短等を考慮しなければならない。

（入札書の提出）

第103条 一般競争入札に参加しようとする者（以下「入札者」という。）は、入札書を1件ごとに作成し、封筒に入れ、指定の日時までに指定の場所に提出しなければならない。ただし、公有財産売却システムによる一般競争入札あつては、入札書に代えて当該システムに必要事項を登録させることができるものとする。

- 2 代理人が入札する場合には、入札前に委任状を提出しなければならない。ただし、施行令第167条の4第2項各号に掲げる行為をした者をその代理人とすることができない。
- 3 前項の規定による委任状に使用する入札者の印鑑は、競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑を使用しなければならない。
- 4 同一の入札においては、2人以上の入札者の代理人となることができず、また入札者が他の入札者の代理人となることができない。
- 5 第1項の規定にかかわらず特に認められた場合に限り、入札書は書留郵便によって提出することができる。この場合においては、封書に「入札書」と表記の上、宛名及び工事名等を記載しなければならない。
- 6 前項の場合における入札保証金は、開札の日時までに納付しなければならない。
- 7 入札金額には、1円未満の端数をつけることができない。1円未満の端数をつけたものがあるときは、その端数の金額は、記載のないものとみなす。
- 8 前項の規定は、一定期間継続する製造、修理、加工、売買、供給、使用等の契約に係る単価について行う入札の入札金額には適用しない。
- 9 入札書を訂正したときは、入札者が当該箇所に押印するものとする。ただし、金額の訂正はできないものとする。
- 10 入札者は、開札前といえども、既に提出した入札書を書換え、引換え又は撤回することができない。

(入札場の規律)

第103条の2 入札関係者（入札者、入札事務担当職員及び契約権者が特に認めた者をいう。）以外の者は、入札場に立ち入ることができない。

- 2 入札者は、入札場においては、入札事務担当職員の指示に従わなければならない。
- 3 契約権者及び入札事務担当職員は、入札者が指示に従わないおそれがあると認めるとき、入札に関し不正若しくは妨害の行為をするおそれがあると認めるとき又はこれらの行為をしたときは、当該入札者に対し、入札場への入場を拒み又は入札場からの退場を命ずることができる。

(公正な入札の確保)

第103条の3 入札者は、私的独占の禁止及び公正取引の確保に関する法律（昭和22年法律第54号）等の規定に抵触する行為を行ってはならない。

- 2 入札者は、入札に当たっては、競争を制限する目的で他の入札者と入札価格又は入札意思についていかなる相談も行わず、独自に入札価格を定めなければならない。
- 3 入札者は、落札者の決定前に、他の入札者に対して入札価格を意図的に開示してはならない。

(入札の中止等)

第103条の4 契約権者は、不正な入札が行われるおそれがあると認めるとき、適正な入札を確保することが困難であると認めるとき又は災害その他やむを得ない理由があるときは、入札の中止、延期又は取りやめをすることができる。この場合において、契約権者がこれらの措置をとったときは、直ちにその旨を入札者に通知しなければならない。

(入札の辞退)

第103条の5 入札者は、入札の執行が完了するまでは、いつでも入札を辞退することができる。

- 2 入札者は、前項の規定により入札を辞退しようとするときは、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、契約権者にその旨を申し出なければならない。なお、郵便による入札が認められた場合において、開札の結果、即時に再度の入札となった場合は、郵便による入札を行った入札者は、再度の入札について辞退したものとする。

(1) 入札の開始前までに入札辞退届の持参又は郵送（入札日の前日までに到達するものに限る。）による提出

(2) 入札執行中であっては、入札辞退届又は辞退する旨を記載した入札書の提出

- 3 前2項の規定により入札を辞退した者は、これを理由として以後の指名等について不利益な取扱いを受けるものではない。

(仕様書等の内容の疑義等)

第103条の6 入札者は、入札公告又は入札通知書及び仕様書、契約案、現場説明書その他の関係図書等を熟覧の上、入札しなければならない。

2 入札者は、当該入札に係る仕様書、図面、現場説明書その他の関係図書等（以下「仕様書等」という。）について疑義等があるときは、一般競争入札の場合においては入札公告、指名競争入札の場合においては入札通知書に定めるところにより、質問書及び同等品規格確認票を提出することができる。

3 契約権者は、前項の質問書の提出があったときは、回答書を、同等品規格確認票の提出があったときは同等品確認に対する承認の可否を作成し、当該入札公告又は入札通知書に定めるところにより回答しなければならない。

（入札書の記載要領）

第103条の7 入札者は、次の各号に掲げる要領で入札年月日、入札参加資格者の氏名（代理人の場合にあつては代理人の氏名も併記）、件名、入札金額等を入札書に記載しなければならない。

（1） 黒又は青のボールペン等（鉛筆等の容易に消せるものを除く。）で記載すること。

（2） 消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

（3） 入札書の金額欄には、アラビア数字を用い、頭数字の前に¥のマークを記載すること。

2 消費税等を含む金額を入札書に記載させる入札の場合、入札書に記載する金額は前項の規定にかかわらず、契約希望金額とする。

3 入札書の記載事項を訂正するときは、誤字に二重線を引き、上部に正書し、欄外にその旨を明記して押印すること。ただし、金額を訂正することはできない。

（開札）

第104条 開札は、入札公告や入札通知書で示した場所及び日時に入札者を立ち合わせて行わなければならない。この場合において、入札者が立ち会わないときは、当該入札事務に関係のない職員を立ち合わせなければならない。

（再度入札）

第105条 契約権者は、施行令第167条の8第4項の規定により再度入札に付するときは、直ちにその旨を開札に立ち会った入札者に告げ再度の入札を行う。ただし、やむを得ない理由により、直ちに再度の入札を行うことができないときは、契約権者が指定する日時において再度の入札を行う。

2 施行令第167条の8第4項の規定による再度入札には、前回の入札に参加した者のうち第106条

の2に規定する無効又は失格の入札をした者及び前回の入札に参加しなかった者を参加させてはならない。

- 3 第1項の規定による再度の入札は、原則として当初を含めて2回を限度として行うものとする。
(再度公告入札)

第106条 契約権者は、入札者若しくは落札者がいない場合又は落札者が契約を結ばない場合においては、更に公告して一般競争入札に付することができる。この場合においては、第98条第1項本文の公告の期間を5日までに短縮することができる。

(入札の無効及び失格)

第106条の2 次の各号のいずれかに該当する入札は、無効とする。

- (1) 入札参加資格を有しない者のした入札
- (2) 所定の日時までに所定の入札保証金を納付しない入札又は入札保証金が所定の額に不足する入札。ただし、第99条第2項に該当するものは、この限りでない。
- (3) 委任状の提出のない代理人のした入札
- (4) 同一の入札について、2以上の入札書を提出した入札
- (5) 入札書が所定の日時までに到着しない場合における入札
- (6) 入札書に金額、氏名、押印その他記載すべき事項の記載のない入札又はこれらが鮮明でない入札
- (7) 記名押印のない入札（公有財産売却システムにより処理する契約案件にあつては氏名又は名称を明らかにする電磁的記録のない入札）
- (8) 連合その他の不正な行為によってなされたと認められる入札
- (9) 他人の代理人を兼ね又は2者以上の代理をした者の入札
- (10) 入札書の金額を訂正した入札
- (11) 記載事項に誤りがある入札
- (12) 競争入札参加資格申請の際に提出した使用印鑑届に押印している印鑑以外を使用した入札
- (13) 委任状を提出した場合において、委任状に押印している印鑑以外を使用した入札
- (14) 前各号に掲げるもののほか、入札に関する条件に違反した入札

2 次の各号のいずれかに該当する入札は、失格とする。

- (1) 最低制限価格未満の金額の入札
- (2) 予定価格を事前公表した場合において、その予定価格を超える金額の入札
(落札者の決定)

第106条の3 次条又は第106条の5の規定により落札者を決定する場合を除くほか、本町の支出の原因となる契約については予定価格以下の価格で最低の価格に入札をした者、本町の収入の原因となる契約に係る入札については予定価格以上の価格で最高の価格に入札をした者を落札者とする。

2 落札者となるべき同価の入札をした者が2者以上あるときは、直ちに当該入札者にくじを引かせて落札者を決定する。

3 前項の場合において、当該入札をした者のうちくじを引かない者（開札に立ち会っていない者を含む。）があるときは、これに代わって入札事務に関係のない職員にくじを引かせるものとする。

（最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる場合）

第106条の4 入札事務担当職員は、本町の支出の原因となる契約のうち工事又は製造その他についての請負の契約に係る入札において、予定価格以下の価格で最低の価格の入札をした者の当該入札価格によっては契約内容に適合した履行がされないおそれがあると認めるとき、又は公正な取引秩序を乱すこととなるおそれがあつて著しく不適當であると認めるときは、落札者の決定を保留し、その旨を契約権者に報告しなければならない。ただし、第108条に規定する最低制限価格を定めている場合はこの限りではない。

2 契約権者は、前項の報告を受けたときは、その入札価格について調査の上、落札者を決定しなければならない。この場合においては、施行令第167条の10（施行令第167条の13において準用する場合を含む。）の規定に基づき、最低価格の入札者以外の者を落札者とするができる。

（最低制限価格を定めた場合の落札者）

第106条の5 最低制限価格を定めた場合は、予定価格以下の価格で最低制限価格以上の価格の入札をした者のうち最低の価格に入札をした者を落札者とする。

（落札者等への通知）

第107条 落札者が決定したときは、契約権者は、直ちにその旨を落札者に通知しなければならない。

2 契約権者は、法第234条第3項ただし書の規定により、予定価格の制限の範囲内の価格をもって申込みをした者のうち最低の価格をもって申込みをした者以外の者を落札者と決定したときは、直ちに、当該最低の価格をもって申込みをした者で落札者とならなかった者に、必要な通知をしなければならない。

3 契約権者は、前2項の規定により通知した者以外の入札者に対して、適宜の方法により落札の決定があつた旨を知らせなければならない。

(落札の取消し)

第107条の2 次の各号のいずれかに該当するときは、落札を取り消すことができる。

- (1) 落札者が、指定の期日までに契約の締結をしないとき。
- (2) 落札者が、不正の入札をしたとき、又はさせたと認められたとき。
- (3) 落札後、入札資格に欠け、又は欠けていることを発見したとき。
- (4) 落札者が、自己の責めに帰すべき理由によって、既に締結した他の契約を解除されたとき。
- (5) 落札の取消請求があったとき。

(最低制限価格)

第108条 契約権者は、施行令第167条の10第2項の規定により、最低制限価格を設けることとした場合には、第98条の規定による公告においてその旨を明らかにしなければならない。

- 2 最低制限価格は、予定価格の3分の2以上で定め、第102条第1項の予定価格書にあわせて記載しなければならない。

(入札保証金等の還付)

第109条 入札保証金は、落札者に対しては契約締結後、その他の入札者に対しては落札者決定後これを返還する。ただし、落札者の申出があった場合は、当該落札者の納入に係る入札保証金については、契約保証金の全部又は一部にあてることができる。

- 2 入札保証金には、利子を付けない。

(入札保証金の帰属等)

第109条の2 落札者が契約を締結しなかったときは、法第234条第4項の規定に基づき、当該落札者が納付した入札保証金は本町に帰属する。この場合において、契約権者は、入札保証金が本町に帰属した旨を当該落札者に通知しなければならない。

- 2 第99条第2項の規定により入札保証金の納付を免除された者が落札者となった場合において、その者が契約を締結しなかったときは、当該納付を免除された入札保証金の額に相当する額（当該免除が同条第1号の規定による場合は、その額から同号に規定する入札保証保険契約により補填される額を控除して得た額）の違約金を徴収する。

(入札保証金の受入れ及び払出しの手続)

第109条の3 入札保証金の受入れ及び払出しの手続については、契約権者が受入れ決定権者及び払出し決定権者となるほか、収入及び支出の例による。

第2節 指名競争入札

(指名競争入札の参加者の資格)

第110条 施行令第167条の11第2項に規定する指名競争入札に参加する者に必要な資格は、第97条の2第1項の規定による町長の定めのおりとする。

2 前項の資格の審査等については、第97条の2第2項から第4項までの規定による手続とあわせて行うものとする。

(入札参加者の指名)

第111条 契約権者は、指名競争入札に参加させようとする者を指名する場合には、指名競争入札参加資格者名簿に登載しているもののうちから、契約の種類及び内容に応じ、契約履行の能力、信頼度等を検討の上、なるべく3者以上指名しなければならない。

2 契約権者は、指名競争入札に参加させようとする者を指名したときは、施行令第167条の12第2項及び同条第3項において準用する施行令第167条の6第2項に規定するもののほか、第98条第2項各号(第4号を除く。)に掲げる事項を、その指名する者に通知しなければならない。

(入札の中止)

第111条の2 入札執行前に入札者又は初度入札若しくは再度入札の入札者が2者に達しない場合は、当該入札は中止するものとする。

(一般競争入札に関する規定の準用)

第112条 前節の規定(第97条の2、第98条第2項第4号及び第106条を除く。)は、指名競争入札の場合に準用する。

第3節 随意契約

(契約の種類及び金額)

第113条 施行令第167条の2第1項第1号に規定する規則で定める額は、別表第2の2に掲げる契約の種類に応じ同表に定める額とする。

(予定価格の決定)

第113条の2 契約権者は、随意契約によろうとするときは、あらかじめ、第102条の規定に準じて予定価格を定めなければならない。

(見積書の徴収)

第114条 契約権者は、随意契約によろうとするときは、設計金額又は予定額が20万円未満の場合を除き、なるべく2者以上の者から見積書を徴さなければならない。

第4節 せり売り

(一般競争入札に関する規定の準用)

第115条 第97条から第102条まで、第107条から第107条の2まで及び第109条から第109条の3まで

の規定は、せり売りに付する場合に準用する。

第5節 契約の締結

(契約書の作成)

第116条 契約権者は、契約の相手方を決定したときは、遅滞なく契約書を作成しなければならない。

2 契約書には、次に掲げる事項を記載しなければならない。ただし、契約の性質又は目的により該当のない事項については、この限りでない。

- (1) 契約の目的
- (2) 契約金額
- (3) 履行期限又は期間
- (4) 契約保証金
- (5) 契約履行の場所
- (6) 契約代金の支払又は受領の時期及び方法
- (7) 監督及び検査
- (8) 債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金
- (9) 危険負担
- (10) かし担保責任
- (11) 契約に関する紛争の解決方法
- (12) 前各号のほか必要な事項

3 契約書には、必要に応じて附属書類として図面、設計書、仕様書等を添付するものとする。

4 契約書は、町長が別に定める書式に準じて作成しなければならない。

(契約書の記名押印)

第116条の2 契約書には、契約権者が記名押印しなければならない。

(契約書の作成の省略)

第117条 次の各号のいずれかに該当する場合には、第116条の規定にかかわらず契約書を作成しないことができる。

- (1) 契約金額が30万円を超えない指名競争入札による契約又は随意契約をするとき。
- (2) せり売りに付するとき。
- (3) 物品売払いの場合において、買受人が代金を即納してその物品を引き取るとき。
- (4) 国又は他の地方公共団体を契約の相手方とするとき。

2 契約権者は、前項の規定により契約書の作成を省略するときは、契約の適正な履行を確保する

ため、第116条第2項各号に掲げる事項のうち必要なものについて、次の各号により処理しなければならない。

- (1) 前項第1号の規定に該当するときは、契約金額が20万円未満の契約を除き契約の相手方から請け書その他これに準ずる書類を提出させること。
- (2) 前項第4号の規定に該当するときは、契約の相手方との間において必要に応じ協定書の交換等を行うこと。

(契約保証金の額)

第118条 施行令第167条の16第1項の規定により契約保証金の額は、契約金額の100分の10（予定価格が10億円以上の工事の請負契約にあつては、100分の30）以上の額に相当する額とする。

2 契約権者は、次の各号のいずれかに該当すると認めるときは、契約保証金の全部又は一部を納めさせないことができる。

- (1) 契約の相手方が保険会社との間に本町を被保険者とする履行保証保険契約を締結したとき。
- (2) 契約の相手方から委託を受けた保険会社と工事履行保証契約を締結したとき。
- (3) 施行令第167条の5第1項又は施行令第167条の11第2項の規定に基づき町長が定める資格を有する者と契約を締結する場合において、その者が過去2年間に当該契約と種類及び規模をほぼ同じくする契約を国（公団を含む。）又は地方公共団体と数回以上にわたって締結し、かつ、これらを全て誠実に履行しており、その者が契約を履行しないこととなるおそれがないとき。
- (4) 法令の規定に基づき延納が認められる場合において、第189条の規定による確実な担保が提供されたとき。
- (5) 物品を売り払う契約を締結する場合において、売払い代金が即納される時。
- (6) 随意契約を締結する場合において、契約金額が50万円未満であり、かつ、契約の相手方が契約を履行しないおそれがないとき。

3 契約権者は、前項第1号の場合に該当するものとして契約保証金の全部又は一部を納めさせないときは、当該履行保証保険契約に係る保険証券を提出させなければならない。

(入札保証金に関する規定の準用)

第119条 第100条及び第101条の規定は、契約保証金の納付に代わる担保の提供の場合に準用する。

2 前項の規定により第100条の規定を準用する場合においては、公共工事の前払金保証事業に関する法律（昭和27年法律第184号）第2条第4項に規定する保証事業会社の保証についても、契約保証金の納付に代えて提供することができる担保とする。

(契約の締結)

第119条の2 落札者は、落札決定の通知を受けた日から起算して、5日以内に契約を結ばなければならない。

2 前項の規定は、契約権者が特別の理由があると認める場合においては、これを伸縮することができる。

3 落札者が、前2項の期間内に契約を結ばないときは、その者の落札はその効力を失う。

(保証人)

第120条 契約権者は、契約の性質が保証人をたてさせるに適しないときその他必要がないと認めるときを除き、契約権者の承認する者を当該契約の債務不履行の場合における遅延利息、違約金その他の損害金の支払又は契約履行の代行についての連帯保証人として契約の相手方に選任させなければならない。

(仮契約)

第121条 契約権者は、議会の議決に付すべき契約及び財産の取得又は処分に関する条例（昭和39年条例第9号）の規定により、その締結について議会の議決を経なければならない契約については、議会の議決を得たときに本契約が成立する旨の文言を付した仮契約書により仮契約を締結しなければならない。

2 契約権者は、仮契約を締結した契約の締結について議会の議決を得たときは、遅滞なくその旨を契約の相手方に通知しなければならない。

(隔地者との契約調印の方法)

第121条の2 契約の相手方が隔地にあるときは、まず相手方に契約書の案を送付して記名押印させ、その後当該契約書の案の送付を受けてこれに記名押印するものとする。

2 前項の場合において、契約権者が記名押印したときは、当該契約書の1通を相手方に送付するものとする。

3 契約の相手方が国、他の地方公共団体その他公共的団体でさきに押印させることができないときは、第1項の規定によらないことができる。

(売払代金等の納付時期)

第121条の3 財産（公有財産を除く。）の売払代金又は交換差金は、当該財産の引渡しの前までにこれを納付させなければならない。ただし、契約権者が特別の理由があると認める場合にあつては、この限りでない。

(貸付料の納付時期)

第121条の4 財産の貸付料は、当該財産の引渡しの前までに納付させなければならない。ただし、契約権者が特別の理由があると認める者については、この限りでない。

(代価支払前の調書作成)

第121条の5 契約権者は、工事若しくは製造その他についての請負契約又は物件の買入れその他の契約により給付を受けたときは、その給付の完了を確認するための監督又は検査をした職員にその調書を作成させなければならない。ただし、契約権者が調書を作成する必要がないと認めたときは、これを省略することができる。

2 前項の規定は、契約により工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分に対し、その代価の一部分を支払う必要がある場合について準用する。

(部分払の限度額)

第121条の6 前条第2項の場合における支払金額は、既済部分又は既納部分に対する代価の10分の9を超えることができない。

(契約の変更)

第121条の7 契約権者は、契約締結後において、当該給付の内容の変更、金額の増減又は期限の変更若しくは履行の一時中止等をする必要が生じたときは、契約の相手方と協議して契約の変更をすることができる。

2 契約権者は、天災地変その他契約の相手方の責めに帰することのできない理由により、契約の履行期限内に契約を履行し難いため、契約の相手方から履行期限の延期の申入れがあったときは、その事実を調査して相当の延期を認めることができる。

(権利義務の譲渡等)

第121条の8 契約の相手方は、契約によって生ずる権利又は義務を第三者に譲渡し、又は承継させてはならない。ただし、あらかじめ契約権者の承認を得た場合においては、この限りでない。

(契約の解除)

第121条の9 契約権者は、契約の相手方が次の各号のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる。

- (1) 正当な理由なしに契約の履行着手期限を過ぎても着手しないとき。
- (2) 契約の相手方の責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないとき、又は履行する見込みがないと明らかに認められるとき。
- (3) 契約の履行について不正の行為があったことを発見したとき。
- (4) 契約の相手方が建設業法（昭和24年法律第100号）の規定により、許可を取り消され、又は

営業の停止を命ぜられたとき。

(5) 前各号に掲げるもののほか、契約条項に違反し、そのため契約の目的を達することができないとき。

2 契約権者は、前項に規定する場合のほか、特に必要があるときは、契約を解除することができる。この場合において、契約の相手方に損害を与えたときは、これを賠償するものとする。

3 町は、前2項の規定により、契約を解除したときは、既済部分（工事の出来形で検査に合格したもの（現場にある検査済材料を含む。）をいう。第121条の6において同じ。）又は既納部分（物件で納入検査に合格したものをいう。第121条の6において同じ。）の代価を支払い、当該部分の所有権を取得するものとする。

4 契約権者は、契約を解除しようとするときは、その理由を記載した書面により契約の相手方に通知しなければならない。ただし、契約書及び請書をともに省略した場合にあっては、書面によらないことができる。

5 契約権者は、第1項の規定により契約を解除した場合において損害を受けたときは、法令又は契約の定めるところにより損害賠償の請求をしなければならない。

（履行遅滞の場合の違約金）

第121条の10 契約権者は、契約の相手方が、その責めに帰すべき理由により、契約の履行期限内に契約を履行しないときは、違約金を徴収しなければならない。

2 前項の違約金の額は、契約に特別の定めのある場合のほか、契約の履行期限の日の翌日から履行の日までの日数に応じ、発生時点の政府契約の支払遅延防止等に関する法律（昭和24年法律第256号）第8条の規定に基づき財務大臣が決定した率の割合で計算した額とする。ただし、履行が可分の契約で契約金額を分割して計算することができるときは、履行遅滞となった部分の契約金額について計算した額とする。

3 前項の規定により違約金の額を計算する場合においては、検査に要した日数は算入しない。工事の請負又は物件の購入若しくは修繕で、検査の結果、不合格となった場合におけるその手直し、補強又は引換えをさせるために第1回目に指定した日数についても同様とする。

4 契約の履行遅延について特別の理由があると認めるとき又は勝浦町公共工事標準請負契約約款等に関する規則（平成25年勝浦町規則第4号）において定めるときは、第2項の規定にかかわらず相当と認める額の違約金を定めることができる。

第6節 契約の履行

（監督）

第122条 契約権者は、請負契約(工事又は製造その他についての請負契約をいう。以下本節中同じ。)

又は物件の買入れその他の契約に係る仕様書及び設計書に基づいて当該契約の履行に必要な細部設計図、原寸図等を作成し、又は契約の相手方が作成したこれらの書類を審査して承認しなければならない。

- 2 契約権者は、必要があるときは請負契約又は物件の買入れその他の契約の履行について、立会い、工程の管理、履行途中における工事、製造等に使用する材料の試験若しくは検査等の方法により監督をし、契約の相手方に必要な指示をしなければならない。
- 3 監督員は契約権者が、町長の承認を得て、指定するものとする。
- 4 契約権者及び監督員は、監督の実施に当たっては、契約の相手方の業務を不当に妨げることをないようにするとともに、監督において特に知ることができたその者の業務上の秘密に属する事項は、これを他に漏らしてはならない。
- 5 監督員は、契約権者と緊密に連絡するとともに、契約権者の要求に基づき又は随時に監督の実施について報告をしなければならない。

(検査)

第123条 契約権者は、請負契約についての給付の完了の確認につき、契約書、仕様書、設計書その他の関係書類に基づき、かつ、必要に応じ当該契約に係る監督員の立会いを求め、当該給付の内容について検査を行わなければならない。

- 2 契約権者は、請負契約以外の物件の買入れその他の契約についての給付の完了の確認につき、契約書その他の関係書類に基づき、当該給付の内容及び数量について検査を行わなければならない。
- 3 前2項の場合において必要があるときは、破壊若しくは分解又は試験して検査を行うものとする。
- 4 検査員は契約権者が、町長の承認を得て指定するものとする。
- 5 契約権者及び検査員は、第1項又は第2項の規定による検査の実施に当たり、必要があるときは、契約の相手方又はその代理人の立会いを求めることができる。
- 6 契約権者は、前各項の規定により検査を完了したときは、検査調書を作成しなければならない。この場合において、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときは、その旨及びその措置についての意見を付さなければならない。
- 7 前各項の規定は、給付の完了前に代価の一部の支払をしようとする場合における工事若しくは製造の既済部分又は物件の既納部分の確認のための検査に準用する。

(検査の一部省略)

第124条 契約権者は、施行令第167条の15第3項に規定する特約により、給付の内容が担保されると認められる物件の買入に係る契約で、その買入に係る単価が5万円に満たないものについては、数量以外のものの検査を省略することができる。

(検査調書の作成の省略)

第125条 契約権者は、契約金額が第113条に規程する契約の種類に応じた額を超えない契約に係る検査（給付の完了前に代価の一部を支払う必要がある場合において行うものを除く。）のための検査を完了したときは、第123条第6項の規定による検査調書の作成を省略することができる。ただし、検査を行った結果、その給付が当該契約の内容に適合しないものであるときはこの限りでない。

(監督又は検査の委託)

第126条 契約権者は、施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行わせようとする場合において、同一の者に監督及び検査を委託してはならない。

2 契約権者は、施行令第167条の15第4項の規定により、職員以外の者に委託して監督又は検査を行かせた場合においては、当該監督又は検査の結果を確認し、当該確認の結果を記載した書面を作成しなければならない。

(契約保証金等の還付)

第127条 契約保証金又はその納付に代えて提供された担保は、給付の完了の確認の検査が完了した後速やかに還付するものとする。

注意事項：一般競争入札等で、公告において別に財務規則が掲載されている場合は、そちらを優先してください。